会議録

n/427	
会議の名称	平成 20 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 21 年 1 月 15 日 (木曜日) 19 時 0 分から 20 時 24 分
開催場所	田無庁舎4階 第3委員会室
出 席 者	(出席委員)
	清水会長、松川会長代行、葛木委員、佐々木委員、村田委員、平山委員、本
	橋委員、金城委員、吉岡(政)委員、栗生委員、星川委員、中川委員、高橋
	委員
	(欠席委員)
	玉置委員、石田委員、吉岡(重)委員
	(事務局)
	市長 坂口、市民部長 神作、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、
	国保加入係長 昆野、国保給付係主査 藤澤、国保給付係主査 貫井
議 題	1 【報告】条例改正(出産育児一時金関係)について
	2 【諮問事項】平成 21 年度 国民健康保険料の見直し
	3 その他
会議資料の	資料 1 西東京市国民健康保険条例新旧対照表
名 称	資料 2 介護保険料
	資料 3 平成 21 年度 国民健康保険料 介護分 予測
記録方法	前文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

会議内容

発言者名

発言内容

1 開会

清水会長

平成 20 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開会する。 本日は、定足数に達しておりますので報告します。

2 会議録署名委員の指名

清水会長

会議録署名委員は、本橋委員と金城委員にお願いしたい。

事務局 傍聴希望者の確認(希望者なし)

3.議題

「平成21年度 国民健康保険料の見直し」について諮問並びに市長挨拶

清水会長

最初に諮問をいただきたい。

市長

〔市長、諮問書を会長に手交〕

市長 挨拶

〔市長 退室〕

(1)【報告】

条例改正(出産育児一時金関係)について

清水会長

事務局に報告をお願いします。

事務局

前回御審議の出産育児一時金について、12 月議会で条例改正が可決された。また、 答申書で、産科医療補償制度について P R が必要である、周知に努めるという附帯意見 については、チラシを作成し、母子手帳を交付する際、妊産婦さんに P R している。

(2)【諮問事項】

平成 21 年度 国民健康保険料の見直し

事務局

それでは、諮問事項について御説明させていただきます。

現在決算見込み及び 21 年度の財政状況の歳入歳出について分析、積算を進めているところです。本年は医療費がこれまでと異なる動きを示しており、20 年度の決算見込み及び 21 年度の医療費については、もう少し時間をかけて慎重に判断する必要があるということで、現在担当の方で分析をしている。

後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金についても昨年は厚生労働省が示す諸計数等が、何度か変更となった経過があり、今年度においても 12 月に厚生労働省から新たな数値が示されたが、厚生労働省の予算算定時のものであり今後数値が変わる可能性がある。

歳入面では調整交付金等は、国・都が定める交付基準に沿って基礎数値をもとに算出されるが、算出方法や計数は年度ごとに異なり、翌年度の歳入見込みにおいては前年度の負担金の算出に準じて例年計上している。20年度はこれらの収入予定額がまだ国から示されておらず21年度の見込額の積算に支障を来している。

前期高齢者交付金についても、昨年度諸計数が何度か変わったという経緯あり注意が必要と考えているところです。

そのほか、退職被保険者の被扶養者の退職者医療制度への加入の職権適用について現在準備を進めてきており、今月中に職権適用の対象者を把握する予定となっている。対象被保険者はおよそ 1,300 人であり、今後の調査により職権適用が可能ということになれば、一般から退職へ振り替えとなり保険料に影響が出ることとなる。

以上の点をよく精査し、21 年度国保財政について理事者に報告した後、医療分及び後期高齢者支援金分については次回に御議論いただきたい。本日は、数値が固まっております介護保険料の説明をさせていただきたい。

介護保険料については、国から示された第2号被保険者数1万9,604人、1人当たり負担額として5万300円、したがって、概算額として必要な額は9億8,608万1,200円となる。

「平成 19 年度 確定介護給付費納付金額」は、平成 19 年度に概算払いを行ったものが確定した数値です。確定介護給付費納付金額として 8 億 9,329 万 400 円、概算額として支払った金額が 10 億 1,143 万 7,868 円でした。したがって、精算額としてはマイナス 1 億 1,814 万 7,468 円となった。調整金額も 47 万 9,496 円が還付される。合計するとマイナス 1 億 1,862 万 6,964 円となる。

21 年度の概算額と、19 年度の精算額を整理すると、「平成 21 年度 介護給付費納付金額」としては、概算額 9 億 8,608 万 1,200 円と、精算額マイナス 1 億 1,862 万 6,964 円を加算して 8 億 6,745 万 5,000 円。保険料として賦課徴収しなければならない額「平成 21 年度 介護保険料」は、この 8 億 6,745 万 5,000 円の 2 分の 1 となり間す。 2 分の 1 については公費負担ということですので、4 億 3,372 万 8,000 円を保険料として徴収が必要。

国民健康保険料介護分の現行料率、均等割が1万5,100円、所得割の料率1.34%、限度額としては9万円とすると「算出額」は、所得割額(平成20年度の所得額を用いて算出)は、平成20年度所得額288億9,892万4,600円に対して、所得割率として1.34%を掛けますと3億8,724万5,590円となる。

均等割額は、平成 21 年 4 月 1 日予測加入者数ということで 1 万 9,008 人を予定し、1 人当たり均等割額が 1 万 5,100 円ですので、2 億 8,702 万 800 円が算出額として出てくる。この所得割額、均等割額を合計すると 6 億 7,426 万 6,390 円となる。

「軽減額」は、均等割額において低所得者に対して 6 割軽減または 4 割軽減を行っているが、6 割軽減として予測している人数が 3,050 人、軽減額としては 2,763 万 3,000 円となる。4 割軽減対象者としては 579 人を見ており、軽減額としては 349 万 7,160 円と成、合わせて 3,113 万 160 円となる。

「限度超過」は、9万円の限度額を超える所得の方が限度を超える額として推計しており、1億3,680万9,451円となっている。

「端数調整」、100円未満については賦課をしていませんので、端数の調整として 54万3,279円を見込んでいる。

「月割増減額」は、年度当初に加入している方が 65 歳になると介護保険の 1 号被保険者となり、国民健康保険では賦課できなくなるため、65 歳到達者については年度途中に抜けていくという計算をします。先ほど御説明しました算出額は、年度当初に 12 カ月分で見た場合を想定して算出額を計算しており、年度途中で抜けられる方については月割で計算をしている。

また、逆のケースで、40 歳になり介護保険料の対象者となる方がいる。そちらについては増額部分で見込みを立てている。40 歳に到達し、新たに加入するであろうという方は、国保の現在の加入状況から、696 人ほど見ている。逆に65 歳に到達されて介護保険制度に移る、1 号被保険者となると見ているのが1,303 人ほどです。したがって、差としては607 人ほどの方が年度当初から年度末においては、減るという推計をしている。その方の保険料を月割の増減という形で見た場合、2,900 万円の減となるということで推計を立てている。

算出額から軽減額、限度超過額、端数調整、月割増減額を調整して、当初調定額については 4 億 7,678 万 3,500 円を見込んでいる。これを一般と退職に振り分けて、一般割合を現行の割合で計算して 89.17%、退職者割合は 10.83%と推計し、一般が 4 億 2,514 万 7,847 円、退職が 5,163 万 5,653 円となる。

「予算額」としては、これらの額に収納率を掛け、一般においては 93%の収納率を見込み、退職においては 99%の収納率を用いた。一般では予算計上としては 3 億 9,538 万7,497 円、退職においては 5,111 万 9,296 円と成、これを合計すると 4 億 4,650 万 6,793 円となる。

このように、現行の均等割額 1 万 5,100 円、所得割額の料率 1.34%で見込んだ場合、4 億 4,650 万 6,793 円となる。

「平成 21 年度 介護保険料」として徴収すべき額としては 4 億 3,372 万 8,000 円であり、現行料率で徴収した額と 21 年度に保険料で賄わなければならない額との差額として1,277 万 8,793 円の歳入超過が見込まれる。

国から示されている数字に基づいて概算額及び精算額を精査し、現行料率における保険料の徴収見込額を積算しますと 1,200 万円ほど、現行料率では支払額に対して多めに徴収することになり、21 年度の保険料率のあり方として、このままの料率でいくべきか、1,200 万円ほど保険料の見直しを行い、引き下げということも可能ではないかということで、本日御審議をいただければと思っている。

清水会長

医療費と後期高齢者支援金分は次回に出すとのことでした。介護保険料については料率をこのまま、あるいは下げてもいいような可能性もあるという説明があったが、いかがでしょうか。

本橋委員

歳出と歳入の点からすると、精算額がもう 1 億 1,800 万円あり、この時点で足らないのではないのか。

事務局

19 年度に概算払い 10 億 1,143 万 7,868 円を行っており、19 年度の決算が終わり確定額として示されたのが西東京市としては 8 億 9,329 万 400 円ということです。したがって、1 億 1,814 万 7,468 円は概算で取り過ぎたということで市の方に還付されることになった。21 年度も 9 億 8,608 万 1,200 円の概算額の支払いを行うが、これと相殺するという形で 21 年度に介護給付費納付金額としては、8 億 6,745 万 5,000 円を支払うこととなり、この 8 億 6,745 万 5,000 円の 2 分の 1 を保険料で賄うということです。

平山委員

今回、1,200万円ぐらい余り、その分を保険料から多少引けるということで、多少安くなるということはいいことですが、この後、また上げなくてはいけないようなことになると、市民としてはありがたくない。できれば、このままの料率でいって、何年もこれがプラスでずっと生じていくのであれば、そこでまた見直すという考え方の方がいいのではないかと私は思います。

葛木委員

単純に計算すると、均等割で 600 円ぐらい減る。しかし、今度 3%介護料金がアップということで、臨時交付金が国から来ると言われているが、介護料金をアップしたことによっての影響を考えると、下げるということは考えないでおいた方がいいのではないかと思う。現行どおりと思っている。

佐々木委員

平成 19 年度の確定額が当初の概算から大きな差が生じ減額になった。これは国の指示によって出たのだろうと思うのですが、それで間違いないか。そのほかに何か要素があるか。

事務局

もともと介護保険料の計算は、国が示した単価掛ける 2 号被保険者数で概算額を出すことになっている。年度を通し最終的に精算してみて総額が幾らだったか、あるいは人数が幾らだったかという計算をします。西東京市においては、現在大体 1 万 9,000 人前後の介護被保険者がいるが、国の試算だと 1 万 9,600 人という請求が来ているような状況が過去何年か続いていて、そうすると、大きい人数の分だけ先に請求が来ていて、実際に決済をすると、仮にここでは 600 人分、余計に払っているというような状況になっており、2 年後に精算すると払い過ぎているという状況かと思われる。

佐々木委員

平成 19 年度の納付金を算定するときには 1 万 9,600 人で見て、1 人当たりの負担額があって、それを掛け合わせたものが 10 億 1,100 万円となったわけですね。21 年度は 1 万

9,600 人で算定してよろしいのですか。

事務局

これについては国から示されている数値です。

佐々木委員

2号被保険者の数についてもか。

事務局

そうです。

事務局

平成 21 年度については、平成 19 年度の年間平均数が 1 万 9,676 人となっているが、ここに見込みの伸び率を掛けて、国の方で計算してくる。平成 21 年度においては 1 万 9,676 人に 0.99634254 という伸び率が掛かり、その結果、1 万 9,604 人になる。それに対して単価が幾らということで請求が来る。

佐々木委員

これは意見ですが、お二方から御意見があったが、1,200万円の歳入超過ということだが、仮にこれを下げるということになると、では逆に増えた場合にどうするのかという話にもなってくる、上げるというのはなかなか大変ですので、このぐらいの超過でしたら、これをまた次年度に繰り越しができるのであれば、そういうような使い方でよいという気がするので、このままでよいのではないかと思う。

村田委員

600 円くらいでしょうか、変更されても、医療費の問題でまた 3%上がるということも 考えられますので、このまま維持してよろしいのではないかと思います。

村田委員

600 というのは月々ですか、それとも年間ですか。

事務局

年間です。

村田委員

年間ですと月に50円ぐらいになり、2期としても100円ということになると思う。微々たるものですから、変動があったときにまた修正するのは大変だなと思うので、このままでよいのではないかと思う。

高橋委員

収納率 93%というのは例年どおりの収納率なのか。

それから、中小企業の景気対策というか、運営の対策をやりますよという中で、きちんと収納できるかどうかという心配はある。介護保険の性格上、それが欠けると、また面倒くさいことがあるので、まず少なくともそれが確保できるかどうかということと、それから、そういう意味では、下げずにこのまま持っていった方がいいかなと。あと準備金としてどれくらい持たれているのかわかりませんけれども、余り無理はしない方が

いいかなというふうには思います。

事務局

例年、保険料算定の御議論をいただくときに、93%の収納率並びに退職につきましては 99%ということで御議論をいただいている。実際のところどうなのかということになると、現年ではこの 93%に、ここ数年については届いていない。昨年についても 90% ぐらいの収納率できている。今、高橋委員も御心配いただきましたように、20 年度においても収納率が 19 年度に比べて少し落ちている状況です。

ただ、ここで御議論いただいた 93%、99%ですが、収納できない場合は翌年に滞納額として残る。それについても収納努力を行い滞納額の収納を行っています。20 年度も繰り越されてきている滞納者に対して収納努力を行い、そちらからの収納額があります。ですから、現年分で見た場合、この 93%、99%に届かないけれども、滞納額を加算すると大体 93% ぐらいに届いているというのが過去数年間の状況です。

金城委員

教えていただきたいのは、滞納額が持ち越されているからプラスになっているという考え方でいいか。本来は93%なんだけど、実際に滞納額があるということですよね。要するにそれだけ徴収されていないということ。そうすると、数字的には翌年に持ち越されているのだけれども、実際はその数字はないということか。

事務局

保険料の算定として御議論いただくときには、当該年度の被保険者数から所得割合なり均等割合、均等額を算出して、算定しています。それに伴う収納率として93%なり99%を用いているわけです。その中で保険料として必要額に届くか届かないか、それによって保険料の見直しが必要かどうかというような御議論をいただいて、実体面といいますか、現実的には収納率は93%に届かない現年でけれども、過去から積み残された滞納繰越額の収納額が遅れて入ってきているという状況で、大体推計している93%なり99%に達しているということで、収納率については従来からこの率をそのまま使用している状況です。

中川委員

単純に見まして予算額が 4 億 4,600 万円で、保険料負担が 4 億 3,300 万円、大体 1,300 万円ぐらいの差になるが、収納実績だとか滞納整理の過年度収納分を合わせれば十分対応できるということなのでしょうけれども、そんなに金額的に大きな差がない状況であれば、あえてここで保険料負担を下げる必要があるのかなと、そういう単純に疑問を持っています。

星川委員

私もそうです。1,200 万円ぐらいの歳入超過でいじることについては、今後なかなか上げにくい。恐らく今の社会情勢から見ても非常にこれから厳しくなると思うのですね。 そういう意味で現行通りということが私はよいと思う。

栗牛委員

私も、この不景気の中で上げない方がいいと思う。

清水会長

そうしますと、今日出された均等割 1 万 5,100 円、料率 1.34%、限度額 9 万円という現行のままで御承認いただいたというふうにした方がいいのですか。

事務局

意見だけ言わせてください。今までの介護保険料の決め方というのが、この介護保険料の中にはその他の一般財源はこれまで入れていなかったという経過がある。これについては必ず納付金額全額の2分の1を保険料で回収するのだというのが、今までの慣例でした。ですから、上がった時点でこれは必ず上げてきた。足りない分については必ず保険料を見直してきたという経過がある。過去のそういう慣例から言うと、ここで余ったのだったら下げるのが当然ではないのかという考えも実際には私の中にはありました。ですから、どちらにすればいいのかというのは基本的に迷っていた。そういうこともありますねと。だからこれについては、また足りなくなれば上げさせていただくというのがこれまでの考え方というのが私の考え方なのですが、今の経済状況からすると、ここで下げて、また、22年度に上げるのかというような話にするかどうかというのは難しいところなのかもしれません。しかし、過去にはそういう状況があり、事務局としては非常に迷っていた。どちらにしていいのかというのが、金額が余り多くないものですから、かえって迷ったというのがある。だから、600円程度でも、そういうことの理解で下げるということも選択肢の中にあるのかなというふうには思っていました。

清水会長

単純に考えると、少しでも下げた方が市民にとってはいいと思うが、皆さんの御意向を聞くと本当に厳しい状況で、恐らくこれで 1 万 9,674 人分でまた計算して国の方に上げる。人数がそんなになかったらまた戻ってくると言えば、残がふえるわけですよね。その増えた残によって、もう少し先に行ってから下げるなりした方がいいかしらという思いもありますけれども、事務局の気持ちですと、今まで料率を改定したり何かして上げる上げるをやってきているものですから。

事務局

全体的な御意見ということであれば、このままというのもよろしいのかなと思います。 事務方としては、こういう数字をこれから先、管理していくというのが必要になってく るのだろうと思います。

平山委員

結局は月々50円ですね。

事務局

だから余り変化がない。このままの方が運営としては心配が少しなくなる。ただ、今までそういう経過だったから、足りるのに何で下げないのだという議論にどういうふう

に耐えるのかというところです。運営協議会全体として、余り大きな変化はない方がい いということであれば、私の方は、それはそれで受けとめさせていただきたい。

佐々木委員

歳入超過 1,270 万円というのは国に対する納付ですから、この分の予算をオーバーしたものについては積立金なりに置くというような形になるのか。

事務局

基本的に基金というものを持っていない。ですから、積み立ててこれをクッションに使おうというような財政調整のような機能は国保は持っていないから、余ったら送るのですね。だから繰り越ししていくしかないです。その辺の繰り越しの管理をしっかりと事務方としていかないと、22年の介護保険料の料率を議論していただくときにちゃんと説明ができないというふうになってしまいます。

佐々木委員

保険ですから、本来必要なものだけを保険料で頂戴すればよいわけですよね。足りなければうんと不足分をもらえばいいし、余れば返すということなので、そういう考え方からいけば返すのでしょうけれども、それは理論と理屈ではなかなか、感情的にはうまくいかないものですから、この程度という言い方は失礼ですけれども、繰り越しという仕組みがあるのならば、それの方がいいのかなと私は思います。

事務局

一般的に数字を管理させていただきながらやっていくということだと思います。

葛木委員

所得割は同じなのですけれども、市民の所得は減らないのか。減る見込みはなくて、 大体同じぐらいに推移する見込みなのか。

事務局

市民税は市民部で担当していますが、基本的に前年並みと今見込んでいる。若干いい ぐらいかなと。というのは、21 年度の市税というのは基本的に 20 年中の所得ですから、 後半で急に悪くなってきたので、この経済不況の影響は 22 年度、23 年度になって出てく るだろうと思っている。ですから、21 年度については何とか 20 年度並みの所得水準なの かなと思っている。

清水会長

いかがでしょうか。現行のままでという御意見が大勢のようでしたけれども、では挙 手をいただいて確認しましょうか。

それでは、現行のままということに御賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

清水会長

全員一致でこのままということです。

介護保険についてはこれで終わりたいと思います。

(3) その他

・特定健診の状況

事務局

最新の情報として、平成 20 年 10 月末現在が、現在特定健診等データ管理システムによる集計分での最新の情報となっております。特定健診データ管理システムに結果が搭載されるのが、電子化や国保連などの審査を経た上での保険者の方へのデータ開示ということで、健診月から 3 カ月遅れてしまうという現状がり、最新が 10 月末現在となっています。

現在まで特定健康診査を受けられた方が 6,065 人、男性では 2,321 人、女性では 3,744 人、割合としては男性 38.3%、女性 61.7% という状況です。

年代別の構成で見ますと、40歳から64歳までが34.72%、65歳から74歳までが65.28%と、若年層の受診がいまひとつ伸び悩んでいる状況が、例年そうでございますけれども、今年度も見受けられる。

このほかの数字以外に、まだシステムに取り込めていない集団健診及び 11 月分を加えますと 8,477 人、約 24%という受診率の状況です。これにあと 12 月健診分、1 月健診分を例年の状況で推計すると、最終的には 40%前後で推移するものと思われます。

参考までに、前年度までの基本健康診査の状況ですが、平成 18 年度の国民健康保険の 被保険者の方のみの状況では 37.3%、平成 19 年度では 39.1%となっておりまして、お おむね例年どおりの受診状況ということが言える。今年は制度が大きく変わったという ことで、個別に受診券を発送するなど、受診率向上のための努力は打ってきているとこ るですが、なかなか例年を大きく伸びていくという状況にはなっていません。

新たに特定保健指導という制度ができて、健診を受けた方に対して特定保健指導が必要な方を階層化と言いまして、そういう作業で抽出していくわけですが、特定保健指導の対象となった方が、6,065人のうち 766人の方が対象になっています。このうち、動機付け支援となった方が 575人、積極的支援となった方が 191人いらっしゃいます。

参考までに、服薬のための情報提供ということなのですが、本来特定保健指導の対象にはなりますけれども、血圧や血糖を下げる薬を既に服用されている方は特定保健指導の対象から外れるということで、1,076人の方がそういう対象として、特定保健指導の対象から外れています。

計画策定時、国の参酌標準といいまして、特定保健指導対象者の発生率推計というのが示されており、合計では健診を受けた方の 24.9%の方が特定保健指導対象となるだろうということで見込んでいましたが、実際には 12.6%の出現割合で、国との差はおおむね半分程度ということになっています。

「特定保健指導申込者年齢構成」ですが、本日現在、動機付け支援、積極的支援に該

当される方に対して利用券をお送りしていますが、申し込みがあったのが 73 人、内訳は動機付け支援が 64 人、積極的支援が 9 人という状況です。年代別で見ましても、40 歳から 64 歳までの方の割合が 19.1%、65 歳から 74 歳の方の割合が 80.82%と、特定保健指導に対しても若年層の関心が非常に低くなっているということが言えます。

全体の状況から見ると「平成 20 年 10 月健診実施分までの申込率」は、特定保健指導対象者、既に利用券を発送済みの 498 人に対して申し込みが 73 人あったということで、申込率は 14.66%です。この申込率について若干補足させていただきますと、特定健診等実施計画では、第 1 期計画最終年度である平成 24 年度においては、国の参酌標準上、特定保健指導実施率を 45%と定めるようにされております。制度上、特定保健指導は 6 カ月間を要するために、初回面接までしかできない今年度については実施率の算定はできませんが、実施現況を確認する上での参考になります。この 14.66%を 45%に持っていく努力を今後、国保を含めて求められていることになります。

・人間ドックの状況について

事務局

昨年、20 年度の取り組みの中で新たに特定健診が、医療保険者である国保に義務化されたということもあり、人間ドックについては20 年度をもって事業を廃止することにしました。20 年度は周知期間ということで1年間実施しているところです。20 年度の利用実績は、国保加入者については20年の12月までで415人です。後期高齢者に移られた方についても、市の単独として実施しており、こちらは、98 名の方が受けられ、合計513名となりました。前年の19年度は593名の方が受けておられましたので、80人ほど減っている状況です。

もう 1 枚、パンフレットをお配りしております。平成 20 年度をもって人間ドックの補助事業は終了となりますということで、PRをしています。

国保新聞の写しをお配りしております。こちらの見出しにあるように、「出産一時金 10月から 42万円に」ということで、現在、国では現行 38万年をさらに 4万円を増額するとしており、この秋の 10月から 42万円に引き上げを検討するということです。

この財源は、国が4万円の半分である2万円、費用の2分の1を国庫負担し、残りの2分の1については地方財政における財政補てんを行うという従来どおりの形で行うということです。したがって、10月から実施となれば、9月議会に条例改正案を提出したいと考えており、8月ぐらいに運営協議会でまた御審議をお願いすることになるのではないかと思っております。

小見出しで「介護納付金限度額は 10 万円」という見出しがついています。先ほど御審議いただきました介護納付金額の限度額については現行 9 万円です。これについては、この 21 年度からは 1 万円引き上げまして 10 万円にするということで、国は今準備して

いるという情報が来ております。

本日お配りしました資料の説明については以上となります。

・次回の日程

事務局

本日、諮問としては大きな枠で国民健康保険料の見直しということでさせていただいて、医療分及び後期高齢者支援金分については次回に資料を御提示し、御審議をしていただくことにさせていただきたいと思っています。

それで、お時間をしばらくいただきたいものですので、できますれば、1月の最終週の 26日の週にお願いできればと考えております。

[次回日程について協議]

清水会長

そろえられれば、資料をなるべくいろいろ出してください。

本橋委員

私が知る限り、いつもの年に比べると諮問の時期が 1~2 カ月遅い。医療分というのはいつも 11 月か 12 月ごろではなかったでしたか。それで答申を出すのが大体 1 月末ぐらいだったような記憶があるのですが。

事務局

2月の本当に初めですね。2月の第1週ぐらいのところで収めないと東京都との協議が間に合わない。

本橋委員

先ほど、4 カ月分が余っちゃったというか、あの辺の話を研究というか検討しているということが 1 つの理由なのでしょうけれども、そのままいきますと 1 カ月ぐらいかかると見ていいのですか。2 月いっぱいぐらい。

事務局

そんなにはかけられないです。もう 2 月の初めに終わらせないとだめなんです。その意味で、ことしは制度が動いた年なので、かなり精査した資料をその時点ではお出ししたいと考えています。例年ですと 12 月に 1 回開いて、その年の決算の見込みなどを一定程度説明させていただいたのですが、その決算の見込みが今十分に立たない状況なので、ちょっとお時間をいただきたいということです。

4. 閉会

清水会長

では、第 2 回目の運営協議会はこれで閉めさせていただきます。お疲れ様でございました。

午後8時24分 閉会